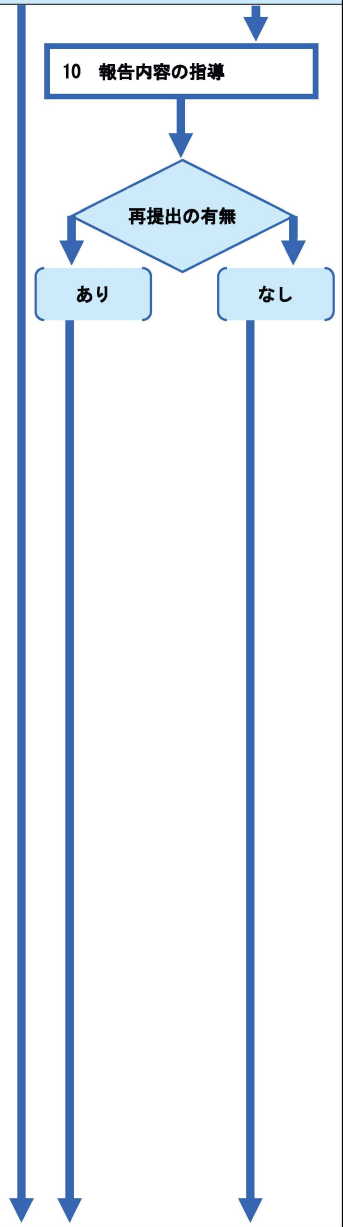
参考資料3

立入検査標準マニュアル

（抜粋）

総務省消防庁予防課

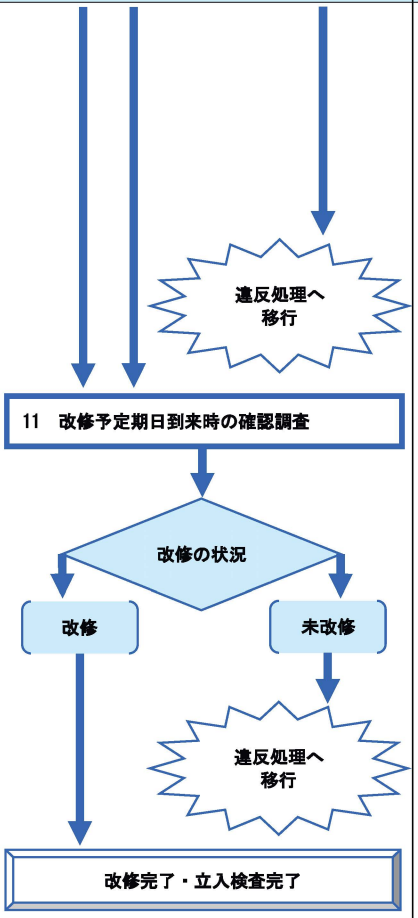
手順	実施事項
	⑴　報告者が違反改修の履行義務者であるか確認し、異なる場合は履行義務者を報告者とする改修（計画）報告書の再提出を指導する。 ⑵　改修内容及び改修予定期日を確認し、不備がある場合は、具体的な改修内容等について説明するなど、改修（計画）報告書の訂正又は再提出を指導する。 ⑶　改修（計画）報告書を後日再提出する場合は、期限内に報告するよう指導する。 （参考 12）改修予定期日の検討について（例）

解説等
◎改修内容及び改修予定期日（関係通知：平成 28 年 12 月 28 日付け消防予第 391 号） 改修（計画）報告書に記載されている改修内容が法令基準に沿った適切なものか確認するとともに、改修予定期日が社会通念上可能と認められる最短の期限を定めることが適当であり、一般的に、改修予定期日を延長する場合は、極めて特殊な事例に限られるものと考えられるが、履行期限を精査した上でも、改修までに長時間を要すると認められる場合には、その理由を明確にするとともに、改修までの間、適切な安全担保措置を講じることが必要である。 「改修のための資金不足」や「関係者が履行・改修の意思を示している」といった事情のみで、改修予定期日までの期間を著しく長期間に設定することは適切ではないことに留意し、関係者に対し、適切な改修予定期日や安全担保措置の内容を含む具体的な改修計画を作成・提出するよう徹底した指導を図ることが重要である。 また、予定期日が何に基づいて算出されたものか、下記資料の提出を求めることも必要である。 ・改修の工程について具体的に判別できる資料 ・既に工事業者等に改修を依頼している場合は、見積書や発注書等の写し ・改修が長期間要する場合は、理由書や工程計画等の資料 **◎期限** 相手方が改修（計画）報告書の訂正に要すると認められる期間とする。 **（参考 12）改修予定期日の検討について（例）** 改修予定期日は、次の工事日数を参考にして検討する。 ①　自動火災報知設備の設置工事における着工届から設置届までの日数調査の結果 全部未設置違反のうち設備を設置して改修されたもの 100 件について、着工届出から設置届出までの日数を調査した結果は次のとおりである。 ・延べ面積 500 ㎡未満の対象物では、94％が 60 日以内 ・延べ面積 500 ㎡以上 1,000 ㎡未満の対象物では、87％が 90 日以内 ・延べ面積 1,000 ㎡以上の対象物では、95％が 120 日以内 ②　業者が試算した工事日数例 例１：RC 造、地上３階地下１階、延べ面積 500 ㎡の既存ビルに消防用設備等を新規に設置する場合

	見積り日数	着工届から設置届までの日数
屋内消火栓設備	30 日	60 日
スプリンクラー設備	30 日	120 日
自動火災報知設備	30 日	60 日

例２：RC 造、地上５階地下１階、延べ面積 1,000 ㎡の既存ビルに消防用設備等を新規に設置する場合

	見積り日数	着工届から設置届までの日数
屋内消火栓設備	30 日	90 日
スプリンクラー設備	30 日	150 日
自動火災報知設備	30 日	90 日

手順	実施事項
	**★違反処理へ移行** 改修（計画）報告書の内容に不備があるにもかかわらず指導に応じない場合は、違反処理へ移行する。　※　違反処理標準マニュアル参照 立入検査で指摘した不備事項について、改修（計画）報告書による改修が実施されたかを確認する。 **★違反処理へ移行** 改修（計画）報告書に記載されていた改修予定期日に改修が完了していない場合等は、違反処理へ移行する。※　違反処理標準マニュアル参照 （参考 13）再発防止指導書の交付

解説等

例３：RC 造、地上 10 階地下１階、延べ面積 3,000 ㎡の既存ビルに消防用設備等を新規に設置する場合

	見積り日数	着工届から設置届までの日数
屋内消火栓設備	40 日	120 日
スプリンクラー設備	40 日	240 日
自動火災報知設備	40 日	150 日

例４：RC 造、地上３階地下１階、建築面積約 650 ㎡、延べ面積 1,800 ㎡の既存遊技場ビル全館に屋内消火栓設備を新規に設置する場合の工事日数は 100 日

◎改修（計画）報告書による改修が実施されたかを確認

改修期限前から適宜経過確認等を実施するなどして改修の促進を図り、改修期限の到来後に改修状況の確認のための立入検査を実施するが、改修完了の報告があった場合は、速やかに確認調査を実施する。

なお、届出行為によって是正されたことを確認できるものについては、確認調査を必要としない。

また、繰り返し違反を除き、写真等により是正されたことを確認できるものは、写真等の提出により確認調査を省略することができる。

（参考 13）再発防止指導書の交付（「第５　立入検査関係の様式例　８　再発防止指導書」参照）

再発防止指導書は、消防法令違反等に起因して火災が発生した場合や繰り返し違反で悪質な場合等に、関係者に対し自主防火意識の向上を促し、火災及び消防法令違反の再発防止を図るために交付するものであり、原則として、立入検査を実施後に交付するものである。なお、再発防止指導書には、主に次の事項を記載することが考えられる。

- 交付する要因となった消防法令違反
- 消防法令違反に起因する危険性
- 消防法令違反発生の責任の所在等
- 消防法令違反等の事実に対する消防機関の評価又は認識
- 事案の検討と問題点
- 事案の問題に対する改善対策の基本的指針
- 改善対策に関する具体的な計画又は関係者の意思表示を、文書をもって報告する旨
- その他事案に関する必要事項